

## 【法律の基礎知識】

### あるアパレル会社の民事再生申立事例

平成 20 年 10 月 13 日  
文責 弁護士 小笠原耕司

#### 1 再生会社の概要

平成 15 年 3 月に主として婦人服を取扱うアパレル会社の民事再生の申立を実際に行った。再生会社の概要は以下のとおりである。

(資本金) 1 億 6 0 0 0 万円

(子会社) 5 社

(事業所)・原宿に本社他 2 つのビル所有し、大阪事務所の他、店舗を全国に 1 8 9 店舗を有名百貨店を中心に有していた。

(従業員) 5 3 9 名 (正社員 3 8 1 名・契約社員 2 5 名・アルバイト 1 3 3 名)

(債権者数) 8 6 6 名

(負債総額) 約 1 1 8 億円

#### 2 アパレル会社の特殊性

民事再生の関係図は別紙のとおりである。

一般的に、以下の理由から、アパレルは民事再生にはなじまないといわれており、本件はこの業界の第 1 号事案である。

まず、売上げの成功報酬制を採用する人材派遣会社が、法的整理を契機に手を引いてしまう危険性や有名百貨店の売り場の継続の困難性、さらには、商社が全て集合物譲渡担保を設定している商品を引き上げる危険性等が存する。

したがって、単純にメインバンクを説得すれば何とかなるというのではなく、ベテランの売り子の確保・デパートの売り場の継続・商社との譲渡担保の解除交渉が必須の要件であった。

#### 3 再生手続の経過

(1) 3 月 6 日に申立て、同日付にて保全処分・監督委員選任を経て、3 月 1 1 日に開始決定を得た。

わずか 5 日で開始決定を早く得ることができた原因は、申立後直ちに債権者等に対する説明会を行い、本件申立が阻害要因が少なく再生の見込みがあることをアピールできたことによる。

なお、アパレルの特殊性を考慮し、債権者とは別に、従業員・売り場担当をグループ分けして、それぞれ、申立当日に東京・大阪・名古屋地区にて弁護士 5 名が分担して個別の説明会を行った。いわば再生会社を今後支える核となるメンバーに対する説明会が成功したことが、本件再生事件の成功の一因といえる。

(2) 民事再生推進室の設置

本件は事業規模の面でも、関係者数においても大規模な再生事件であったため、本社の一角に民事再生推進室を立ち上げて、申立から 2 か月間は、弁護士常駐であらゆる問い合わせに対し、面談・電話対応を行った。この推進室の立ち上げも重要

な役割を演じた。

(3) 債権届出が4月17日までで、認否が5月8日、再生計画草案が5月6日、最終計画案が6月5日とスピーディーに進んでいった。

事業計画案の策定については、申立側の公認会計士と経営陣とで綿密な打合せを行っている。

#### 4 百貨店の対応

当初、危惧していた百貨店の売り場の締め出しに対しても、早くから、十分な説明を行ったところ、結果的には、申立会社自らが不採算店舗として廃止した以外に、閉め出された店舗は皆無であった。

これは、百貨店側としては、再生会社であっても要は商品が売却されて約定の入金が確実にあれば継続して構わないということであろう。

#### 5 集合物譲渡担保交渉

もう一つの課題であった金融保証をしている商社が有する商品に対する集合物譲渡担保の解除交渉も相当時間を割いた。

最終的には、商品引き上げという最悪のシナリオも杞憂に終わり、相当の金額にて別除権協定が成立した。

債権者側としては、仮に商品を引き上げてもバツ屋価格に目減りするので、交渉を優先したものと推測できる。

#### 6 銀行対応

メインバンクとの交渉は、申立当初から再生計画認否の集会の前日まで連日のように交渉を行った。

銀行サイドの要求としては、コンプライアンス関係として、代表者の引責、資産処分等が、客観的に配当率の合理性、別除権にかかる不動産の処分等が通例どおり、課せられた。

有責性が無いこと、カリスマ性を考慮し、代表権のみ無くし常務取締役の地位を存続することで合意できた。

なお、メインバンクから、債権者集会前日に、賛成の回答をもらうことができたほか、白票が予想された政府系金融機関からも事前に賛成票の回答を取得できたことから考えると、日参してでも粘り強く交渉すべきである。

#### 7 D E S

本件民事再生は自主再生型ではなく、スポンサー型であった。

スポンサー型からの要請で、債務免除益を何とかして欲しいとの点については、D E Sを提案した。当時、ダイエーの私的整理等において、D E Sが検討されていたほか、法的整理においてD E Sを活用した事例は把握していなかったため、金融機関等債権者への説明等には十分配慮した。

なお、債権の現物出資については、いわゆる「券面額説」を前提として、最近の商法改正により従来の検査役から弁護士証明で足りる点も簡易迅速である。

#### 8 代表者個人の民事再生

本件では、代表者個人の民事再生も申し立てた。

代表者併用型のメリットは、代表者の責任を明確化する点、連帯保証債務の確定による金融機関の最終処理等にある。今後も代表者併用型が原則型といえよう。

## 9 まとめ

本件は申立から5月以内である7月29日に無事に再生計画案が可決・決定された。

タブー視されていたアパレルの民事再生が無事成功した背景は多々あるが、再生側・債権者・取引先等関係者全員が、民事再生というエポックを新たな出発点として、再生手続を十分内容を理解した上で、かつ、申立側が、関係者にとって合理性のある再生計画を提出できるか否かにかかっている。これさえクリアできれば業種・規模等は一切問わないはずである。そのために、我々再生の専門家としては、ねばり強くしかも迅速にかつ詳細に再生計画について説得を行う必要がある。

以上